

## 桐生市環境に配慮した電力調達に係る方針

### (目的)

第1条 この方針は、桐生市環境先進都市将来構想で示す環境先進都市の実現、及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、また、持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）を桐生市のまちづくりに生かす条例で示す施策の達成を目的に、法第11条第1項に規定する方針として、桐生市（以下「市」という。）が環境に配慮した電力調達を行うために必要な事項を定め、もって温室効果ガス等の排出の削減、及びSDGsの取組の推進に努めることとする。

### (定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達」とは、電力調達に係る入札等の参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における温室効果ガス等の排出の程度を示す係数について評価したうえで実施する電力調達をいう。

### (基本的事項)

第3条 環境に配慮した電力調達は、当分の間、入札等への参加の可否を判断するために、環境評価項目等に係る基準を定め、当該入札等に係る申込みをした者のうち、当該基準を満足する者を入札等の参加資格者とし、その中から当該申込に係る価格に基づき契約の相手方を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）により行うものとする。

2 裾切り方式による具体的な入札等の方法の検討にあたっては、地域の実情を勘案し安定供給の確保のための取組との調和を確保するとともに、原則複数の小売電気事業者の参入が可能となるよう図ることで公正な競争を確保するものとする。

3 市はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、小売電気事業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の契約に関する施策及び温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

### (方針の推進)

第4条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減の推進に資するように、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (その他)

第5条 この方針により定めるもののほか、入札等による環境に配慮した電力調達に係る環境評価項目等について必要な事項は、市民生活部SDGs推進課が別に定める。

## 附 則

この方針は、令和2年2月10日から施行する。